

ガソリン等価格表示基準

1 この基準は、価格表示認定制度要綱第3条の規定により、平成18年4月28日付けで価格表示促進物品等に指定した揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第2条第3項に規定する給油所におけるガソリン、軽油及び灯油の価格表示基準を定めるものとする。

2 表示基準

給油所においては、(1)に定める項目を、(2)に定める表示場所に、(3)に定める表示方法により常時表示するものとする。

(1) 表示項目

特定の支払い区分(現金払い価格、会員価格等)及び当該支払い区分による品目ごとの単位価格(消費税込み)を最低限の表示項目として表示するものとする。

(2) 表示場所

ア ガソリン及び軽油

少なくとも1箇所は、給油所に入る道路から表示項目が確認できる場所に掲示するものとする。

イ 灯油

前アに規定する場所又は灯油の給油設備の横など購入に訪れた者が容易に見ることのできる場所に掲示するものとする。

(3) 表示方法

ア ガソリン及び軽油については、表示内容の文字、数値が給油所に入る道路からはっきり確認できるものとする。

イ 表示価格は、常に実際の販売価格と同額が表示されているものとする。